博物館法(抜粋)

制 定 昭和 2 6 年 1 2 月 1 日法律第 2 8 5 号 最終改正 令和 元年 6 月 7 日法律第 2 6 号

第3章 公立博物館

(博物館協議会)

- 第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例(抜粋)

制 定 平成 2年9月28日条例第 9号 最終改正 平成24年3月23日条例第12号

(美術館協議会)

- 第15条 美術館に、美術館協議会を置く。
- 2 美術館協議会の名称は、平塚市美術館協議会(以下「協議会」という。)という。 (委員の任命の基準)
- 第16条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。 (定数及び任期)
- 第17条 委員の定数は、10人以内とする。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を補充しなければならない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営等並びに協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則(抜粋)

制 定 平成 2年11月30日教委規則第 6号 最終改正 平成28年 4月 1日教委規則第 1号

(協議会の定数)

第20条 条例第17条第1項の規定による平塚市美術館協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、8人とする。

(会長及び副会長)

- 第21条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第22条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数)

第23条 協議会は、在任委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決すること ができない。

(表決)

第24条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決 するところによる。

(委任規定)

第25条 前5条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長 が協議会に諮り定める。